

開催期日 令和6年7月16日

開催場所 中島村役場 2階会議室

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和6年7月16日 午後1時30分
閉 会 令和6年7月16日 午後2時27分
場 所 中島村役場 2階会議室

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する
～第4号 処分について
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
処分について
議案第6号 現況確認証明申請に対する処分について
～第7号
議案第8号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
～第9号

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者11名・欠席者1名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 野木重徳

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 萱森枝里子

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和6年第7回の農業委員会総会を開催する旨を宣した。
会長（あいさつ）

どうも皆さんこんにちは。第7回の農業委員会総会のご案内を申し上げたところ、季節柄大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございました。

7月に入りまして、梅雨空と晴れの日と、なんと言いますか両極端で、晴れる日は30度以上になってしまうという、異常気象なんですねこれね。そういう中で本当に皆さん方、大変ご苦労なさっているのではないかと、こんなふうにご推察を申し上げます。幸いにしてうちの方の地方はですね、水害、災害がないというようなことで、大きな災害がないということが、不幸中の幸いではないかと、そんなふうにも思います。雨が降る、水害だ、それから土石流の発生なんていうのも、県外の方でテレビなんかで報道されますが、これがないということで本当に助かっております。これからまだもう少しですね、梅雨も続くのではないかとというようなことで、どうぞ気を付けながら農作業に励んで欲しいと、こんなふうに思います。

さて、本日の案件でございますが、9件ほどございます。どうぞ慎重審議よろしくお願い申し上げます。ご苦労様でございました。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議 長

議事録署名人の選出について、2番宮本直人農業委員、5番水野谷一男農業委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第4号について、確認担当委員に報告を求めた。

4番芳賀敏行推進委員

議案第1号受付番号第4号につきまして、7月15日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおりに間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが問題はなく、譲受人は農家であり、耕作についても問題ないと思われま。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

4番鈴木一男農業委員

議案第1号受付番号第4号につきまして、只今芳賀推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、芳賀推進委員と同様に、現地についても7月15日に確認いたしました。問題はなく、譲受人は農家であり、耕作についても問題ないと思われま。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

——— 異議なしの声多数 ———

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

——— 全員異議なしの声あり ———

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第2号受付番号第5号について、確認担当委員に報告を求めた。

1番鈴木和宏推進委員

議案第2号受付番号第5号につきまして、7月7日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました問題はなく、譲受人は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1番小林均農業委員

議案第2号受付番号第5号につきまして、只今鈴木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、鈴木推進委員と同様に、現地についても7月7日に確認いたしました問題はなく、譲受人は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

——— 異議なしの声多数 ———

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

——— 全員異議なしの声あり ———

議 長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第3号受付番号第6号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第3号受付番号第6号につきまして、7月7日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおりに間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました問題はなく、息子への生前贈与であり、耕作についても問題ないと思われま。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第3号受付番号第6号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、大木推進委員と同様に、現地についても7月7日に確認いたしました問題はなく、息子への生前贈与であり、耕作についても問題ないと思われま。以上、報告終わります。

議長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

異議ないものと認め、議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

続いて、議案第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第4号受付番号第7号について、確認担当委員に報告を求めた。

5 番大木一男推進委員

議案第 4 号受付番号第 7 号につきまして、7 月 7 日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました問題はなく、譲受人は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われま
す。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5 番水野谷一男農業委員

議案第 4 号受付番号第 7 号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、大木推進委員と同様に、現地についても 7 月 7 日に確認いたしました問題はなく、譲受人は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われま
す。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第 4 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第 5 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第 5 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第 5 号受付番号第 1 号について、確認担当委員に報告を求めた。

5 番大木一男推進委員

議案第 5 号受付番号第 1 号につきまして、7 月 7 日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さん、●●●●さんにお会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われま
す。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5 番水野谷一男農業委員

議案第 5 号受付番号第 1 号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、大木推進委員と同様に、現地についても 7 月 7 日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われま。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第 5 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第 6 号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第 6 号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第 6 号受付番号第 4 号について、確認担当委員に報告を求めた。

2 番小室英将推進委員

議案第 6 号受付番号第 4 号につきまして、本日 12 時 30 分より、申請代理人の行政書士・●●●●さん、宮本委員、小林委員、私を含めた農業委員・推進委員 3 名および事務局の立ち会いで現地確認を行いました。

申請地の現況につきましては、田の様相はなく、草木が生い茂った状態となっております。説明によると少なくとも 30 年以上田としては利用されていないようです。面積が小さいうえ、水路も利用されておらず、農地として復元しても継続して利用することが困難であると思われるため、現地確認の結果、非農地であると判断したことをご報告いたします。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2 番宮本直人農業委員

議案第6号受付番号第4号につきまして、ただいま小室推進委員より報告があった内容については間違いございません。また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、小室推進委員と同様、農地として復元しても継続して利用することが困難であると思われるため、非農地であると判断いたしましたことをご報告いたします。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第6号現況確認証明申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第7号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第7号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第7号受付番号第5号について、確認担当委員に報告を求めた。

5 番大木一男推進委員

議案第7号受付番号第5号につきまして、本日12時45分より、申請代理人の行政書士・●●●●さん、円谷会長、水野谷委員、私を含めた農業委員・推進委員3名および事務局の立ち会いで現地確認を行いました。

申請地の現況につきましては、農地の様相はなく、進入路および住宅敷地として利用されている状態でした。説明によると、平成9年に自宅を改築した際に石積みを行い、それ以降宅地として使用しているようです。長年宅地として利用しており、農地への復元が困難であることから、現地確認の結果、非農地であると判断したことをご報告いたします。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5 番水野谷一男農業委員

議案第7号受付番号第5号につきまして、ただいま大木推進委員より報告があった内容については間違いございません。また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、大木推進委員と同様、農地への復元が困難であるため、非農地であると判断いたしましたことをご報告いたします。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第7号現況確認証明申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第8号及び議案第9号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、借り手が同一人物であるため、一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第8号及び議案第9号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第8号及び議案第9号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第8号受付番号第18号及び議案第9号受付番号第19号について、確認担当委員に報告を求めた。

2 番小室英将推進委員

議案第8号受付番号第18号及び議案第9号受付番号第19号につきまして、7月14日に、貸し手・●●●●さん、●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2 番宮本直人農業委員

議案第 8 号受付番号第 1 8 号及び議案第 9 号受付番号第 1 9 号につきまして、只今小室推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、小室推進委員と同様に、現地についても 7 月 1 4 日に確認いたしました。問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われま。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

——— 異議なしの声多数 ———

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

——— 全員異議なしの声あり ———

議 長

異議ないものと認め、議案第 8 号及び議案第 9 号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって全議案審議終了の旨を宣した。

事 務 局

その他に入る旨を宣した。

一点目 農地利用状況調査（遊休農地調査）等について（依頼）

二点目 農業委員・推進委員の改選について

三点目 地域計画に係る座談会の開催・地図の内容について

四点目 次回の農業委員会総会は、8 月 1 6 日（金）に役場 2 階会議室で行う。

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和 6 年 7 月 1 6 日 午後 2 時 2 7 分